

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p> <p>附 則（令和4年5月19日経企第400号）</p> <p>1 この附則は令和4年6月1日から実施します。 （ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用）</p> <p>2 当社は、この附則実施の日から令和4年9月28日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和5年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。）に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。</p> <p>(2) 第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。）に係る一般契約の解除と同時に新たに第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。）に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）に係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(3) 特定F T T H事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）が定める契約約款に規定する契約（メニュー5-2における提供の形による細目がⅡ-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型又はグレード2のものに限ります。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）を締結するとき。</p> <p>(4) 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式又はVDSL方式であると当社が認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）を締結するとき。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p>